

議案第 26 号

木古内町水道事業から木古内町簡易水道事業へ変更すること等に伴う関係条例の整理に関する条例制定について

木古内町水道事業から木古内町簡易水道事業へ変更すること等に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成 31 年 3 月 5 日 提出
木古内町長 大森 伊佐緒

木古内町水道事業から木古内町簡易水道事業へ変更すること等に伴う関係条例の整理に関する条例

(木古内町職員定数条例の一部改正)

第1条 木古内町職員定数条例(昭和24年条例第18号)の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「水道事業」を「簡易水道事業」に改める。

(木古内町水道事業の設置に関する条例の一部改正)

第2条 木古内町水道事業の設置に関する条例(昭和42年条例第8号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

木古内町簡易水道事業の設置に関する条例

第1条中「水道事業」を「簡易水道事業(以下「水道事業」という。)」に改める。

第7条を第8条とし、第4条から第6条までを1条ずつ繰り下げる。

第3条第1項中「地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)」を「法」に改め、同条を第4条とする。

第2条第2項中「字新道・字本町・字木古内・字前浜・字大平・字鶴岡・字瓜谷・字中野・字大川・字札苅・字幸連・字二乃岱・字橋呉・字泉沢・字亀川・字釜谷・字御宮野・字建川・字大釜谷の各連担区域」を「字本町・字前浜・字新道・字泉沢の全域及び字木古内・字大平・字鶴岡・字瓜谷・字中野・字大川・字札苅・字幸連・字二乃岱・字橋呉・字亀川・字釜谷・字御宮野・字建川・字大釜谷の一部」に改め、同条第3項中「9,100人」を「3,940人」に改め、同条第4項中「3,900立方メートル」を「1,930立方メートル」に改め、同条を第3条とする。

第1条の次に次の1条を加える。

(地方公営企業法の適用)

第2条 地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第2条第3項の規定に基づき法の全部を適用する。

(木古内町水道事業条例の一部改正)

第3条 木古内町水道事業条例(昭和46年条例第23号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

木古内町簡易水道事業条例

第1条、第2条の見出し、同条及び第3条第1号中「水道事業」を「簡易水道事業」

に改める。

第38条第3号中「短期大学」の次に「(同法による専門職大学の前期課程を含む。)」を、「卒業した後」の次に「(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)」を加え、同条第8号中「又は水道環境」を削る。

第39条第2号中「卒業した後」の次に「(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)」を、「卒業した者」の次に「(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)」を加え、同条第4号中「卒業した後」の次に「(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)」を、「卒業した者」の次に「(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)」を加え、同条第5号中「当該各号の卒業者」の次に「(学校教育法による専門職大学の前期課程の修了者)」を加える。

第40条中「水道事業管理者」を「管理者」に改める。

(木古内町水道事業の利益及び資本剰余金の処分等に関する条例の一部改正)

第4条 木古内町水道事業の利益及び資本剰余金の処分等に関する条例(平成24年条例第2号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

木古内町簡易水道事業の利益及び資本剰余金の処分等に関する条例

第1条中「水道事業」を「簡易水道事業」に改める。

附 則

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(木古内町水道事業条例の改正に伴う経過措置)

2 第3条の施行前に行われた技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であつて選択科目として水道環境を選択したものは、第2条の規定による改正後の木古内町簡易水道事業条例第38条第8号の規定の適用については、同法第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であつて、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。